

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和3年11月19日（令和3年（行情）諮問第507号）

答申日：令和4年6月16日（令和4年度（行情）答申第80号）

事件名：訓告等の措置に関する実施記録（特定刑事施設）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書6（以下、順に「文書1」ないし「文書6」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年11月13日付け仙管発第1511号により仙台矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示処分を過剰に行われた。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。なお、意見書の添付資料は省略する。

（1）審査請求書

ア 処分庁の決定した内容の表示

法5条1号ただし書イに該当する部分を除き、措置を行った日時、措置者の官職、氏名、所属部署などのうち不服の部分は、措置を行った日時、非違事実の部分の不開示処分の部分のみ。

その余は争はない。

イ 審査請求内容の表示

（ア）趣旨

原処分に係る上記アにつき、不開示処分を過剰に行われた。

（イ）理由

今回審査請求をしている行政文書は、特定年度A～特定年度F訓告等の措置に関する実施記録（特定刑事施設）であるが、同実施記録の「措置の対象となる事実」や「措置を行った日時」のほぼ全て

が不開示となった。しかし、これがなぜ不服かという点、当方は近年、全く同じ同実施記録の開示手続きを行った上で、数百枚の同実施記録を有しており、そのうちの一部を国家賠償請求事件の訴訟において証拠として裁判所に提示しているが、今回不開示となった部分のほとんどが開示されており、上記（ア）の主張となった。

その証拠を記載する。全て同実施記録である。

（中略）等、今回不開示にされた部分の全てが開示され、各年度保有している。更に今回開示されてる「措置を行った者」の項目につき、当方が近年入手した方は、全て不開示となっており、突合せれば、不開示部分は、「措置の対象者」の項目だけとなり、全く同じ行政文書が、一方は不開示、一方が開示となるのは到底理解し難いものであり、原処分に係る上記アにつき、不開示処分を過剰に行われたと評価出来る。したがって、処分庁の措置には理由はなく不当な決定である。

ウ 本書同日付けの審査請求書に係る「内容」に補足をします。

（ア）現職職員の氏名の漏洩について

原処分に係る訓告等の措置に関する実施記録（特定刑事施設）につき、現職職員の氏名が抹消（不開示）にならず開示されている。

現職職員とは、現に特定刑事施設に今も居る者ということ。

そのうち一部として「措置を行った者」欄に、

特定官職 特定職員 A

などである。

（イ）上記（ア）記載の同実施記録（特定刑事施設）の「措置の対象者」欄にも氏名が開示されているものもある。

外部交通関係で、注意措置を付されている者として

特定職員 B

と氏名欄が開示されている。

（ウ）その他同時に開示した文書につき、著しい疑義のあり不開示は沢山ある（新聞記事で出ていたものなのに不開示等）が、処分庁がしている不開示部分のものは、極めて杜撰であり、処分庁の決定には一部（当方主張部分のみ）理由はないもので不当であり不服である。

（2）意見書

ア 諮問庁名：法務省作成名義に係る理由説明書（下記第3を指す。以下同じ。）等10枚を精査しましたが、今回意見人（審査請求人を指す。以下同じ。）として資料を一点添付します。

「訓告等の措置に関する実施記録（特定刑事施設）」の措置を行った日時が

（ア）特定年月日 A 特定時刻 A 告知

(イ) 特定年月日 B 特定時刻 B 告知

の表裏コピー物一点ですが、諮問庁が認定した理由説明書 2 (1) は評価し、理由説明書 2 (2) につき、今回意見人が提出した資料も突合させた上で妥当と評価出来るものか否かについては貴会の判断を求め意見人は提出した資料以外の同文書や同類文書を数百枚保有していることから、意見人としては、

(ウ) 措置を行った者の一部

(エ) 措置の対象者

(オ) 措置の対象となる事実の「保安上の事案」「個人を特定する事項」「発生日時」「勤務箇所」

の不開示は認める。

今回提出した資料は、具体的に措置の対象となる事実が記載されているから、被措置者の権利利益を害さない範囲であると認定出来るから同等の開示を求める。

イ 補足書

(ア) 審査請求人作成名義の「2020 (令和02) 年12月22日 (火) 付け審査請求書補足書」1枚 (上記(1)ウを指す。)にも記載しているが、現職職員特定官職特定職員Aなどあり、更には、外部交通関係で措置の対象者特定職員Bが注意措置となっている開示までなされ、これらは、特定の個人を識別出来る物であり、尚且つ、措置の対象者の氏名を開示している以上、名誉毀損に当るのではないかと思料しているが、本件につきどう処理するのか不明瞭である。

(イ) 今回提出した資料の内容は個人情報漏洩事案の表裏コピーしたものの一点だが、この他にも (中略) など提出した資料と同等の内容が開示され、現在も数百枚所持している。

(ウ) また「甲第1号証の1」及び「甲第1号証の2」の訓告等の措置に関する実施記録 (特定刑事施設) を見てのとおり

a 甲第1号証の1の方は、特定年頃当方が開示請求し入手したもので「6 措置の対象となる事実」のほとんどが開示されているところ

b 甲第1号証の2の方は、ほぼ全て不開示となり、

上記aとbの開示部分が全く異なる全く同じ行政文書で本件諮問第507号に係る文書が本項のもの (一部) となり (印影を重ね合わせ同文書を認定した。)

以て審査請求人の主張を裏付けるものとして提出する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、令和2年9月7日受付行

政文書開示請求書により、本件対象文書を含む複数の行政文書の開示請求を行い、これを受けた処分庁が、本件対象文書について行った一部開示決定（原処分）に対するものであり、審査請求人は、原処分において不開示とされた部分のうち、措置を行った日時及び措置の対象となった事実の部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めているものと解されることから、以下、本件対象文書における不開示部分のうち、審査請求人が開示を求めていると解される部分（本件不開示部分）の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件不開示部分のうち、別表に掲げる部分については、法5条各号に規定される不開示情報に該当しないことから、開示することが相当である。

(2) 次に、本件不開示部分のうち、別表に掲げる部分を除く部分（以下「本件不開示維持部分」という。）について、不開示情報該当性を検討する。

ア 本件対象文書は、特定刑事施設において行った訓告等の措置に関する実施記録であり、各訓告等の措置に関する実施記録には、当該措置の対象となった事実が総じて具体的に記録されているほか、被措置者である特定の職員が当該措置の対象となった事実があったときに命ぜられていた職務やそれに至るまでの当該職員の勤務歴等が記録されている場合もあるところ、これらの情報は、全体として当該被措置者に係る個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため、それぞれ当該個人に係る法5条1号本文前段に規定される不開示情報に該当する。

イ 次に同号ただし書該当性を検討すると、本件対象文書は、いずれの事案についても報道機関に対する公表等がなされていないことから、同号ただし書イには該当しない。また、本件不開示維持部分に記載された情報が、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、何人に対しても開示することが必要であると認めるべき特段の事情があるとはいえないことから、同号ただし書ロにも該当しない。さらに、被措置者が国家公務員であり、本件不開示維持部分の中に被措置者の職務に係る部分を含むとしても、監督措置を受けることは、被措置者に分任された職務遂行の内容に係る情報とはいえず、同号ただし書ハにも該当しない。

ウ また、法6条2項に規定される部分開示について検討すると、本件対象文書については、既に開示されている部分により、被措置者が行った措置の対象となる事実の端的な内容が公になっているところ、さらに非違行為の行われた日時、場所その他の当該行為に係る具体的な

状況等を開示した場合、被措置者の同僚等の関係者にとっては、当該被措置者を相当程度特定することが可能となり、一般的に、他人に知られることを忌避する性質の情報である、特定刑事施設において、訓告等の措置を受けたという事実及びその具体的な内容が当該関係者に知られることになり、当該被措置者の権利利益を害するおそれがあると認められるため、部分開示の余地はない。

エ さらに、本件不開示維持部分のうち、勤務体制、勤務内容等が記録されている部分については、当該部分を公にすることにより、逃走、自殺等を企図する者にとっては、その監視を逃れることが容易となり、もって刑事施設の規律及び秩序を適正に維持されない状況が発生し、又はその発生の危険性を高めるおそれがあることから、法5条4号に規定される不開示情報に該当する。また、これらの事態の発生を未然に防止するため、勤務体制、警備体制等の変更を余儀なくされるなど、被収容者の円滑かつ適切な収容業務の実施が困難となり、施設における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条6号に規定される不開示情報に該当する。

3 本件一部不開示決定の妥当性について

以上のとおり、本件不開示部分について、法5条1号、4号及び6号に規定される不開示情報に該当するとして不開示とした原処分は、別表に掲げる部分を除き、妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|--------------------------------|
| ① | 令和3年11月19日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年12月3日 | 審議 |
| ④ | 同月10日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ⑤ | 令和4年5月13日 | 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年6月10日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書を含む複数の文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書につき、その一部を不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、本件不開示部分のうち、別表に掲げる部分を新たに開示することとし、これらを除く部分（本件不開示維持部分）については、なお不開示とすべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、

本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書は、特定刑事施設において特定年度Aないし特定年度Fに行われた訓告等の措置に関する実施記録（文書1は27件、文書2は38件、文書3は31件、文書4は40件、文書5は31件、文書6は31件。）であり、各被措置職員ごとに各1枚の文書で構成されており、それぞれが「1 措置を行った日時」、「2 措置を行った者」、「3 措置の対象者」、「4 根拠法令」、「5 措置の種類」及び「6 措置の対象となる事実」の6つの欄で構成されているところ、本件不開示維持部分は、「1 措置を行った日時」及び「6 措置の対象となる事実」の各欄の記載内容部分の一部であると認められる。

(2) 検討

本件対象文書には、被措置職員の措置の対象となった行為の内容及びこれに対する措置の種類が、当該被措置職員の氏名、所属及び官職等とともに記載されていることから、本件対象文書に記載された情報は、各被措置職員に係る実施記録ごとに、全体として当該職員に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

ア 法5条1号ただし書イ該当性について

諮問庁の説明によれば、いずれの事案についても報道機関に対する公表等がされていないとのことであり、本件不開示維持部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえず、法5条1号ただし書イに該当するとは認められない。

イ 法5条1号ただし書ロ及びハ該当性について

本件不開示維持部分は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報であるとはいえず、法5条1号ただし書ロに該当するとは認められない。

また、被措置職員が公務員であり、本件不開示維持部分に当該職員の職務に係る部分が含まれているとしても、監督上の措置を受けることは、当該職員に分任された職務遂行の内容に係る情報とはいえず、本件不開示維持部分は、法5条1号ただし書ハに該当するとは認められない。

ウ 法6条2項の部分開示の可否について

本件不開示維持部分については、これらを公にした場合、既に開示されている情報等と照合することにより、被措置者の同僚等の関係者にとっては、当該被措置者を特定することが可能となり、その結果、開示部分とあいまって、非違行為の具体的な内容等、被措置者

にとって他者に知られたくない機微な情報がそれら関係者に知られることになり、個人の権利利益が害されるおそれがないとは認められないので、これを部分開示することはできない。

(3) したがって、本件不開示維持部分は、法5条4号及び6号について判断するまでもなく、同条1号に該当すると認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、審査請求書及び意見書（上記第2の2（1）イ（イ）及び（2））において、近年、全く同じ実施記録の開示を行った上で、数百枚の同実施記録を有しており、今回不開示となった部分のほとんどが開示されているなどと主張している。この点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、審査請求人の当該主張のみでは必ずしも事実関係は明らかではないものの、本来は、法の不開示事由に該当する部分については、不開示とすべきであったと考えられる旨説明する。

これを検討するに、過去の別件開示決定があったとしても、直ちにその判断に拘束されるということとはできず、審査請求人の上記主張を採用することはできない。

(2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、4号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条1号に該当すると認められるので、同条4号及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三, 委員 木村琢麿, 委員 中村真由美

別紙（本件対象文書）

- 文書 1 特定年度 A 「訓告等の措置に関する実施記録」
- 文書 2 特定年度 B 「訓告等の措置に関する実施記録」
- 文書 3 特定年度 C 「訓告等の措置に関する実施記録」
- 文書 4 特定年度 D 「訓告等の措置に関する実施記録」
- 文書 5 特定年度 E 「訓告等の措置に関する実施記録」
- 文書 6 特定年度 F 「訓告等の措置に関する実施記録」

別表（諮問庁が新たに開示する部分）

文書名	開示すべき部分	開示箇所
文書 1	「1 措置を行った日時」欄	元号及び年部分の全て
	「6 措置の対象となる事実」欄	2 頁 1 行目行頭の 4 文字 4 頁 4 行目 3 8 文字目から同行末まで 6 頁 4 行目 1 8 文字目から同行末まで 6 頁 7 行目 2 文字目ないし 5 文字目 6 頁 1 0 行目行末の 1 文字並びに 1 1 行目及び 1 2 行目の全て 6 頁 1 3 行目 2 文字目ないし 5 文字目 6 頁 1 6 行目 2 2 文字目から同行末まで 6 頁 2 0 行目 1 9 文字目から同行末まで 6 頁 2 1 行目 2 文字目ないし 5 文字目 6 頁 2 3 行目行末の 2 文字及び 2 4 行目行頭の 5 文字 7 頁 4 行目 2 9 文字目ないし 3 1 文字目 8 頁 5 行目 1 4 文字目から同行末まで 8 頁 6 行目 2 文字目ないし 5 文字目 8 頁 7 行目 1 5 文字目ないし 3 2 文字目 1 4 頁 7 行目 3 7 文字目ないし 3 9 文字目 1 5 頁 8 行目 7 文字目ないし 9 文字目 1 6 頁 4 行目 3 2 文字目から同行末まで及び 5 行目行頭の 3 文字 1 7 頁 6 行目 1 3 文字目及び 1 4 文字目 2 0 頁 2 行目 3 2 文字目ないし 3 4 文字目 2 0 頁 6 行目行頭の 2 文字 2 1 頁 4 行目 3 文字目ないし 6 文字目 2 1 頁 7 行目 3 9 文字目から同行末まで 2 1 頁 8 行目 5 文字目及び 6 文字目 2 3 頁 3 行目 2 3 文字目ないし 2 5 文字目 2 3 頁 5 行目 2 4 文字目ないし 2 7 文字目 2 3 頁 6 行目 2 9 文字目から同行末まで及び 7 行目の全て 2 3 頁 8 行目 2 1 文字目ないし 2 3 文字目 2 3 頁 1 1 行目 2 7 文字目から同行末まで及び 1

		2 行目の全て
		2 4 頁 8 行目 3 7 文字目から同行末まで及び 9 行目行頭の 4 文字
		2 6 頁 3 行目 1 0 文字目から同行末まで
		2 6 頁 7 行目 1 3 文字目から同行末まで
		2 6 頁 1 4 行目 3 6 文字目から同行末まで及び 1 5 行目行頭の 8 文字
文書 2	「1 措置を行った日時」欄	元号及び年部分の全て
	「6 措置の対象となる事実」欄	5 頁 7 行目行末の 1 文字及び 8 行目行頭から 1 3 文字目まで
		5 頁 8 行目 2 4 文字目ないし 3 3 文字目
		8 頁 8 行目行頭から 2 1 文字目まで
		8 頁 1 2 行目 1 3 文字目ないし 2 4 文字目
		1 0 頁 4 行目行末の 2 文字及び 5 行目行頭の 5 文字
		1 1 頁 6 行目 8 文字目ないし 2 8 文字目
		1 6 頁 8 行目 1 4 文字目及び 1 5 文字目
		1 8 頁 1 2 行目の全て及び 1 3 行目行頭から 3 5 文字目まで
		2 5 頁 9 行目 1 1 文字目ないし 3 7 文字目
		2 6 頁 7 行目 1 6 文字目ないし 2 0 文字目
		3 7 頁 6 行目 2 2 文字目ないし 3 3 文字目
		文書 3
「6 措置の対象となる事実」欄	1 頁 6 行目 1 9 文字目及び 2 0 文字目	
	5 頁 1 0 行目 3 3 文字目から同行末まで及び 1 1 行目行頭の 4 文字	
	6 頁 1 0 行目 1 6 文字目ないし 1 8 文字目	
	6 頁 1 0 行目 2 3 文字目ないし 3 2 文字目	
	8 頁 9 行目 1 8 文字目ないし 2 1 文字目	
	8 頁 1 0 行目 1 9 文字目ないし 2 6 文字目	
	1 7 頁 1 0 行目 9 文字目ないし 1 3 文字目	
	2 1 頁 1 2 行目行頭の 4 文字	
	2 2 頁 9 行目 3 2 文字目ないし 3 5 文字目	
	2 2 頁 1 2 行目 5 文字目ないし 8 文字目	
	2 3 頁 3 行目行末の 2 文字並びに 4 行目行頭から	

		1 9 文字目まで
		2 3 頁 4 行目 3 2 文字目及び 3 3 文字目
		2 4 頁 5 行目 2 2 文字目及び 2 3 文字目
		2 5 頁 7 行目 1 2 文字目ないし 2 3 文字目
		2 8 頁 3 行目 3 7 文字目から同行末まで及び 4 行目行頭から 1 6 文字目まで
		2 8 頁 4 行目行末の 1 文字及び 5 行目行頭の 1 文字
文書 4	「1 措置を行った日時」欄	元号及び年部分の全て
	「6 措置の対象となる事実」欄	2 頁 5 行目 2 2 文字目から同行末まで
		2 頁 8 行目 3 8 文字目ないし 4 0 文字目及び 9 行目の全て
		7 頁 5 行目 3 0 文字目から同行末まで及び 6 行目の全て
		7 頁 1 0 行目 1 5 文字目
		2 5 頁 7 行目 8 文字目ないし 3 7 文字目
		2 8 頁 5 行目 2 1 文字目ないし 3 6 文字目
		2 9 頁 7 行目行頭の 6 文字
		3 5 頁 8 行目 1 2 文字目から同行末まで
		3 5 頁 1 1 行目 2 9 文字目から同行末まで及び 1 2 行目行頭の 5 文字
		3 5 頁 1 2 行目 2 8 文字目から同行末まで
		3 5 頁 1 5 行目 2 5 文字目から同行末まで及び 1 6 行目行頭の 2 文字
		3 5 頁 1 6 行目 2 4 文字目ないし 2 6 文字目
		3 6 頁 4 行目 3 0 文字目から同行末まで及び 5 行目行頭の 6 文字
		3 6 頁 6 行目 2 6 文字目から同行末まで及び 7 行目行頭の 4 文字
		3 6 頁 7 行目 1 0 文字目ないし 2 9 文字目
		3 8 頁 3 行目 3 7 文字目から同行末まで及び 4 行目行頭の 9 文字
	4 0 頁 9 行目 2 9 文字目から同行末まで	
	4 0 頁 1 2 行目 2 4 文字目ないし 2 7 文字目	
文書 5	「1 措置を行った日時」欄	元号及び年部分の全て

	「6 措置の対象となる事実」欄	1 頁 5 行目 2 3 文字目から同行末まで及び 6 行目の全て
		1 頁 1 1 行目 2 4 文字目から同行末まで及び 1 2 行目の全て
		3 頁 5 行目 2 6 文字目ないし 2 8 文字目
		6 頁 1 4 行目 1 9 文字目ないし 2 7 文字目
		9 頁 1 3 行目の全て
		1 3 頁 5 行目 1 8 文字目ないし 2 0 文字目
		1 4 頁 8 行目 1 2 文字目ないし 1 5 文字目
		1 4 頁 8 行目 1 7 文字目ないし 1 9 文字目
		2 0 頁 6 行目 3 8 文字目から同行末まで及び 7 行目の全て
		2 2 頁 9 行目 3 8 文字目から同行末まで
		2 3 頁 9 行目 4 文字目から同行末まで
		2 4 頁 6 行目 1 2 文字目ないし 2 0 文字目
		2 4 頁 6 行目 2 8 文字目ないし 3 0 文字目
		2 7 頁 9 行目 3 8 文字目及び 3 9 文字目
		2 9 頁 1 1 行目 2 4 文字目から同行末まで及び 1 2 行目行頭の 5 文字
文書 6	「1 措置を行った日時」欄	元号及び年部分の全て
	「6 措置の対象となる事実」欄	1 0 頁 5 行目 1 0 文字目ないし 1 3 文字目
		1 0 頁 7 行目 3 文字目ないし 8 文字目
		2 0 頁 1 0 行目 5 文字目ないし 1 0 文字目
		2 9 頁 8 行目 2 1 文字目から同行末まで及び 9 行目の全て
		3 1 頁 1 0 行目 3 2 文字目から同行末まで及び 1 1 行目行頭の 6 文字

(注) 表中の文字数の数え方については、句読点、括弧及び記号も 1 文字と数える。